

●平成28年定例会(11月～12月)から

■三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

道路交通法等の一部改正により、運転免許試験手数料等の規定が改正されました。尚、平成29年3月12日より適用されます。

① 高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備

1. 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設

●臨時認知機能検査

改正前は3年に1度免許証更新の時だけ受けることとされていた認知機能検査について、一定の違反行為があれば、3年を待たずに、新設された「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。

●臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者は、新設された「臨時高齢者講習」(個別指導と実車指導)を受けなければなりません。

2. 臨時適性検査制度の見直し

改正前と異なり、更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査で認知症のおそれがあると判断された場合は、臨時適性検査(医師の診断)を受けるか、診断書提出命令に従い主治医等の診断書を提出しなければならない。そして、認知症と判断された場合は、運転免許の取消・停止の対象となります。

3. 高齢者講習の合理化・高度化

認知機能検査の結果によって受ける講習の内容等が変わります。高齢者講習は、75歳未満の方や、認知機能検査で認知機能の低下のおそれがないと判断された方に対しては2時間に合理化(短縮)されます。その他の方に対しては、個別指導を含む3時間の講習となります。

■改正後の認知機能検査・高齢者講習について

| | | | | | | | |
|--------|-----------|------------|---------------|-----------------|------------|------------------|---------------|
| 70～74歳 | | | 認知機能の低下のおそれなし | | | 高齢者講習(合理化) ※1 | |
| 75歳～ | それ以外 | 更新時の認知機能検査 | 認知機能の低下のおそれ | | | 高齢者講習(高度化) ※2 | |
| | | | 認知症のおそれ | 臨時適性検査又は診断書提出命令 | 認知症でない | | 運転免許取消・停止(★2) |
| | 一定の違反(★1) | 臨時認知機能検査 | 認知症のおそれ | 臨時適性検査又は診断書提出命令 | 認知症 | | 臨時高齢者講習 ※3 |
| | | | 認知機能の低下のおそれ | | 認知症でない | 検査結果が前回より悪くなっている | |
| | | | 認知機能の低下のおそれなし | | 検査結果が前回と同じ | 講習なし | |

(★1) 一定の違反行為

- ① 信号無視
 - ② 通行禁止違反
 - ③ 徐行場所違反
 - ④ 進路変更禁止違反
 - ⑤ シャ断踏切入り等
 - ⑥ 環状交差点通行車妨害等
 - ⑦ 横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害
 - ⑧ 横断歩道等における横断歩行者等妨害
 - ⑨ 優先道路通行車妨害等
 - ⑩ 指定場所一時不停止等
- ⑪ 通行区分違反 例: 歩道を通行した場合、逆走した場合
 - ⑫ 合図不履行 例: 右折するとき合図を出さなかった場合
 - ⑬ 横断等禁止違反 例: 転回が禁止されている道路で転回をした場合
 - ⑭ 指定通行区分違反 例: 直進レーンを通行しているにもかかわらず、交差点で右折した場合
 - ⑮ 安全運転義務違反 例: ハンドル操作を誤った場合、必要な注意をすることなく漫然と運転した場合
 - ⑯ 交差点優先車妨害 例: 対向して交差点を直進する車両があるにもかかわらず、それを妨害して交差点を右折した場合
 - ⑰ 交差点右左折等方法違反 例: 徐行せずに左折した場合
 - ⑱ 環状交差点左折等方法違反 例: 徐行をせずに環状交差点で左折した場合

| | | | |
|---|--|---|---|
| (★2) 運転免許取消・停止 認知症に該当した場合、その者が6か月以内に認知症が回復する見込みがない場合には免許を取り消し、その見込みがある場合には6か月を超えない範囲内で免許の効力を停止することができる ※免許停止の場合には、停止期間が終了する際に、診断書の提出を求める。 | ※1 高齢者講習(合理化) | ※2 高齢者講習(高度化) | ※3 臨時高齢者講習 |
| | 手数料 4,650円 | 手数料 7,550円 | 手数料 5,650円 |
| | 内容・時間 運転適性検査(30分) 双方向型講義(30分) 実車指導(1時間) 計2時間 | 内容・時間 運転適性検査(30分) 双方向型講義(30分) 実車指導(1時間) 個別指導(1時間) 計3時間 | 内容・時間 実車指導(1時間) 個別指導(1時間) 計2時間 |

② 運転免許の種類等に関する規定の整備(18歳から取得可能な準中型免許の新設)

1. 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転できます(普通自動車も運転できます)。

2. 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では最短17日で取得可能です。※普通免許は最短15日

3. 準中型免許に係る初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークをつけなければなりません。

4. すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することが出来ます。さらに限定解除審査(※)に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。

※審査は、指定自動車教習所で最低4時限の教習等を受けた上での審査又は運転免許試験場での技能審査等のいずれかになります。

■免許の区分、受験資格等の改正概要について

| | | | | |
|-----|------------------------|--------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 改正前 | 車両総重量 | 5トン | | 11トン |
| | 最大積載量 | 3トン | | 6.5トン |
| | 普通自動車 普通免許 18歳以上 | | 中型自動車 中型免許 20歳以上 普通免許等保有2年 | 大型自動車 大型免許 21歳以上 普通免許等保有3年 |
| 改正後 | 車両総重量 | 3.5トン | 7.5トン | 11トン |
| | 最大積載量 | 2トン | 4.5トン | 6.5トン |
| | 普通自動車 普通免許 18歳以上 | 準中型自動車 準中型免許 18歳以上 | 中型自動車 中型免許 20歳以上 普通免許等保有2年 | 大型自動車 大型免許 21歳以上 普通免許等保有3年 |

◇県政報告会を行っています

| | | | | | | | | | | | |
|------|--------|----------------|------|--------|--------|------|--------|---------|------|--------|------------|
| 500回 | 10月15日 | 城北地区コミュニティセンター | 505回 | 11月05日 | 羽若町公民館 | 510回 | 11月20日 | 中村公民館 | 515回 | 12月03日 | 関ヶ丘自治会集会所 |
| 501回 | 10月16日 | 城北地区コミュニティセンター | 506回 | 11月06日 | 野尻公民館 | 511回 | 11月20日 | 小野公民館 | 516回 | 12月10日 | 山下町集落農事集会所 |
| 502回 | 10月22日 | 落針公民館 | 507回 | 11月12日 | 道野公民館 | 512回 | 11月26日 | 太岡寺公民館 | 517回 | 12月11日 | 安知本町公民館 |
| 503回 | 10月24日 | 和賀公民館 | 508回 | 11月13日 | 天神町公民館 | 513回 | 11月27日 | 楠平尾町集会所 | 518回 | 12月17日 | 池山公民館 |
| 504回 | 10月28日 | 住山公民館 | 509回 | 11月19日 | 木下町公民館 | 514回 | 12月01日 | 田茂公民館 | | | |